

開催年月日 令和元年11月21日(木)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 知 事 鈴木 直道

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 若年妊娠・出産について</p> <p>本道における母親が19歳以下の出生数は、2016年度451人であることが、各部審査で明らかになりました。</p> <p>高校生の妊娠・出産については実態が把握されていないというのですが、「高校へ通学することが難しくなることが考えられる」との答弁でありました。</p> <p>また、妊娠したために退学せざるを得なくなった生徒数については不明とされました。</p> <p>文科省は、2015年4月からの2年間で生徒の妊娠を学校が把握したのは、2,098件としております。</p> <p>また、「妊娠を理由として行った懲戒件数」は95件、「退学を勧めた結果としての『自主退学』」が32件としています。</p> <p>(一) 若年妊娠・出産に対する認識について</p> <p>若年妊娠・出産の場合、「性的非行」と決めつけられ、社会の偏見にさらされ、孤立を深めていくことが多いと思いますが、知事のまず若年妊娠・出産についての認識をうかがいます。</p> <p>(二) 妊娠を理由とした退学処分や懲戒等の人権問題について</p> <p>妊娠を理由とした退学処分や自主退学を迫ること、および懲戒の対象とすることは、人権擁護の上で問題であるうえに、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」で、「結婚や出産を望むすべての人々の希望がかなえられ、子どもたちが安全で安心な環境のもと、健やかに成長できる地域社会の実現」に照らして矛盾しているのではないですか。知事の見解をうかがいます。</p>	<p>【知事】</p> <p>若年妊娠・出産に対する認識についてでございますけれども、若年妊娠は、養育能力が不足していることが多く、未婚、実父の状況が不明、地域社会との接触もほとんど無いなど、周囲の協力が得られにくいことが、国において報告されておりますが、高校生の場合は、こうしたことに加えまして、学校や家庭等において十分な支援を受けられず、学業の継続が難しくなることがあるなど、より厳しい環境に置かれることが考えられます。</p> <p>このため、様々な課題を抱える若年妊娠においては、地域で孤立することがないよう、高校生などの若年層への妊娠・出産に関する相談窓口の周知とともに、市町村や医療機関などの関係機関による連携の下、御本人の気持ちに寄り添った相談対応や適切な支援が必要であると認識をしております。</p> <p>【知事】</p> <p>生徒への対応についてでございますが、子どもが健やかに生まれ育つ基盤として、母性は、尊重され、保護される権利が守られなければならないことから、道では、就学中に妊娠した若年女性については、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先とし、教育上必要な配慮を行うべきものと認識をしております。</p> <p>このため、当該生徒や保護者の意思を十分確認することはもとより、学業を継続するための必要な情報提供や養護教諭等からの支援を行うなど、学校教育活動全般を通じ、適切に対応する必要があるものと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>【再質問】 ただいま人権擁護の上で問題である上に、「子ども未来づくり北海道計画」に矛盾しているのではないかと質問させていただいたところ、知事から「母性の尊重、保護、教育上必要な配慮を行う」旨の答弁がありました。 高校生の妊娠について、国は、「安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対処は行わない」という通知を発していますし、国会で「安易に懲戒は行わない」と答弁しています。 知事は、妊娠したことを理由に退学処分や自主退学を迫ること、また懲戒の対象とすることについて、人権上問題だとお考えですか、お答えください。</p> <p>【再々質問】 ただ今の再質問で、退学処分や自主退学を迫ることとともに、懲戒の対象とすることについて、人権上問題でないかと伺いました。 学業を継続するための支援ということは、お答えをいただきました。妊娠したということをもって、その前後のことは別として、妊娠したことをもって懲戒の対象とすることは、人権上問題だという認識はお持ちですか。伺います。</p> <p>教育上必要な配慮ということは、先程来、繰り返し答弁をされているので、わかっているんですよ。そうではなくて、私は懲戒ということについて、問題ではないかというふうに伺いました。知事にはぜひ、その点ですね、しっかりと認識を深めていただきたい。私は、懲戒ということ自体が人権上の問題だというふうに思います。その点の認識が示されなことは、非常に残念であります。</p> <p>(三) 今後の対応について 高校生など、若年妊娠・出産にかかわる実態の把握と適切な支援の必要があると考えますが、知事はどのように進めていくお考えですか。</p>	<p>【知事】 生徒への対応についてでございますが、就学中に妊娠をした場合には、当該生徒や保護者の意思を確認しながら、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、学業を継続するための支援など、教育上必要な配慮を行うべきものと認識をしております。</p> <p>【知事】 生徒への対応についてでございますが、当該生徒や保護者の意思を確認の上、関係者間で十分に話し合い、学業を継続するための支援など、教育上必要な配慮を行うべきものと認識をしております</p> <p>【知事】 若年妊娠・出産への支援等についてでございますが、市町村では、母子健康手帳を交付する際、若年妊婦に対し、健康リスクや不適切な生活習慣の有無、出産や子育てに関して生活上困っていることなどを確認をいたしますほか、医療機関や市町村、保健所などが連携した道独自の養育者支援システムによりまして、養育上のリスクがある若年妊婦の把握や家庭訪問などの必要な支援に繋がっているところであります。 道といたしましては、今後とも、こうした仕組みを活用して、実態把握や適切な支援に努めますほか、思春期保健対策を担う市町村や保健所が学校などと連携をし、妊娠や出産に関する相談機関について広く周知を図りますとともに、御本人の状況やニーズを踏まえ、きめ細やかな継続した支援を行うなど、若年層が孤立することなく安心して出産し、養育できるよう、取り組んでまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>三 がん対策等について</p> <p>(一) 喫煙率の低下について</p> <p>本道の喫煙率は全国一位と最も高く、喫煙率の低下は喫緊の課題と考えます。この点についての知事の見解を伺います。</p> <p>(二) 喫煙環境の是正について</p> <p>各部審査で、道は、「受動喫煙の防止に関する意識の醸成が喫煙率低下につながる」と答弁しましたが、喫煙場所そのものを減らしていく取組を行うべきと考えますが、いかがか伺います。</p> <p>(三) 受動喫煙防止条例の制定について</p> <p>東京オリンピックのマラソン、競歩が札幌で開催されることが決まりました。国際オリンピック委員会は「たばこのない五輪」を目指した取り組みを行っております。2012年のロンドンも、2016年のブラジルも受動喫煙の防止対策がなされました。2020年東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会は、大会期間中、全ての競技会場や練習会場、敷地内を全面禁煙すると決定しました。</p> <p>オリンピック大会開催国での屋内施設の全面禁煙化は、いまや世界標準になっています。</p> <p>競技会場の周辺はもちろん、飲食店を含む全面禁煙を推進することは国際的な要請ではないかと考えます。</p> <p>知事が制定を目指す受動喫煙防止条例にも当然盛り込むべきと考えますけれども、知事のお考えを伺います。</p> <p>オリンピックで世界の人々が訪れてくるわけですから、それにふさわしい受動喫煙対策を進めていただくということを申し上げて質問を終わります。</p>	<p>【知 事】</p> <p>喫煙率の低下についてでございますけれども、がんは、喫煙や食生活、運動等の生活習慣など、様々な原因が考えられ、特に喫煙は、肺がんをはじめ、多くのがんのリスクを高める危険因子とされております。</p> <p>一方、本道の喫煙率は、全国と比べ高い状況にありますことから、道といたしましては、がん対策を推進するうえで、喫煙率の低下は大変重要な課題であると認識をしております。</p> <p>【知 事】</p> <p>喫煙場所についてでございますが、昨年7月に改正をされました健康増進法において、多くの方が利用する施設や屋外での望まない受動喫煙をなくすことを目的といたしまして、学校や病院等の第一種施設は、本年7月から原則敷地内禁煙、事業所や飲食店などの第二種施設は、来年4月から原則屋内禁煙とされたところでございます。</p> <p>道といたしましては、こうした改正法の趣旨や内容について、道民の皆様や事業者の方々に幅広く普及啓発をし、道民一人一人が受動喫煙の防止に取り組んでいただきますとともに、道が主体となって「おいしい空気の施設推進事業」を実施しながら、公共的施設や飲食店等における禁煙等の取組を促進するなどして、受動喫煙ゼロの実現に向けた環境整備を進めてまいる考えであります。</p> <p>【知 事】</p> <p>受動喫煙防止対策の推進についてでございますが、国では、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、昨年7月に健康増進法を改正し、多数の方が利用する施設を第一種施設、第二種施設等と定め、その区分に応じた受動喫煙対策の強化を図ることとしたところでございます。</p> <p>また、道が年度内に制定を目指しております受動喫煙の防止に関する条例には、道、道民の皆様、事業者及び関係団体がそれぞれの責務のもと、道民運動として協働で取り組む総合的な受動喫煙防止対策を盛り込むこととしているところであります。</p> <p>道といたしましては、2020年に開催の東京オリンピックに際し、組織委員会からの要請を踏まえ、札幌市と連携をし、協力してまいる考えであります。</p>